

## PEFC 評議会定款

### 第一条 名称および住所

1. 本団体は Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes 略称 PEFC 評議会と称し、スイス民法 60 条(以下参照)に基づく非営利団体である。
2. 本団体の継続については制限がない。
3. 本団体の所在地は、Meyrin 市 (Geneva 州) とする。

### 第二条 目的

1. PEFC 評議会の目的は下記である。
  - i. PEFC の実行を通じて持続可能な森林管理を促進する。
  - ii. PEFC 森林認証制度の統括組織として活動する
  - iii. 信頼ある森林認証制度として PEFC 森林認証制度の一層の調整、発展を図る
  - iv. 加盟する認証制度を PEFC 森林認証プログラムの要求事項に照らした適合評価を行う
  - v. PEFC 制度を正式に代表する
2. PEFC 評議会は、上記の目的に直接または間接的に関連するあらゆる事項に関わる活動を実行する。特に、PEFC 評議会は、知的財産権を所有し、上記の目的を促進するために適切と考えられる方法でこれを使用することができる。

### 第三条 会員

1. PEFC 評議会には、下記の 3 種の会員がある。
  - a. NGB 会員 (National Governing Body : 各国認証管理団体)
  - b. 国際ステークホルダー会員
  - c. 特別会員—この会員は新規会員を募集せず、現会員は国際ステークホルダー会員への変更をすることができる
2. PEFC 評議会の会員は、PEFC 評議会によって設定された規則に則って PEFC の要求事項を実行するために、尽力することをそれぞれの責任として負う。
3. 本団体からの退会は、理事会理事長あての書留による書状によって 3 か月の余裕期間をもって宣言しなければならない。該当年度の会費は返却されない。
4. 年会費を、請求書上に示される時期または遅くとも総会の 3 週間前までに支払わない会員は、投票権を有さない。
5. 遅くとも 2 度目の督促から 3 か月以上年会費を支払わない会員は、本団体から除籍される。

#### A) NGB 会員

1. 各国において PEFC 制度の実施を開始および主導すること目的として設立された NGB（各国認証管理団体）は、PEFC 評議会への加盟を申請することが出来る。該当国において主な森林所有者組織の支持を受ける全国的な森林所有者団体または全国的な林業者団体は、PEFC 各国認証管理団体などの組成に際しすべての関連利害関係者を招聘する責を負う。PEFC 評議会の認証管理団体会員に求められる最低会員数は 6 名である。
2. 新規の NGB 会員の加盟承認は、PEFC 評議会理事会の推薦に続く総会における単純多数決によって決定される。
3. PEFC 評議会定款、PEFC 森林認証制度の規則や手順、または、内部事務手順規則に違反する NGB 会員は、理事会によって警告を受けることがある。

#### B) 国際ステークホルダー会員

1. 国際ステークホルダー会員は、PEFC 評議会に不可欠な 1 部であり、それゆえに、その他のすべての会員と同様の基本的な権利および義務を有する。
2. 国際ステークホルダー会員は、2 か国以上において合法的に運営、活動をするか、または国際組織として法的に登録された組織のみに限られる。
3. 会員申請を希望する組織は下記を満たさなければならない。
  - i. PEFC 評議会の既存会員 2 名以上の推薦を受けていること
  - ii. 該当組織内で法的かつ正式に権限を受けた役員による署名入りの文書による申請であること
  - iii. 申請書類に該当組織の活動分野の詳細な解説および基本目標を盛り込むこと
  - iv. 申請書類に PEFC 評議会の原則を支持する旨の約束を盛り込むこと
  - v. （当てはまる場合）認証およびその他の関連手順に関して PEFC の規則及び要求事項に自覚的な違反をしていない旨の文書による宣言を盛り込むこと
  - vi. PEFC 評議会事務局とのやりとりを統括し、会員団体に対する最適なフィードバックを確実に実行するための担当者を指名すること
  - vii. 申請書を書留郵便によって PEFC 評議会事務局あてに送ること
4. 国際ステークホルダー会員は投票によって選出しなければならない。PEFC 評議会の各会員は、特別会員を除き、1 票を有する。会員の申請者は、投票された票数の単純過半数によって承認され、適正な会費の支払いにより、即時に会員となる。
5. 既存の国際ステークホルダー会員が、その会員条件に違反すると考えられる場合は、既存の PEFC 評議会の会員 2 名はその組織の会員資格の停止を理事会に対して文書にて提出することが出来る。申請は、正当に権限を受けた者による署名と提案された資格停止の詳細な理由を盛り込まなければならない。この文書は、該当組織に複写しなければならない。提案された資格停止の事由が見当たらないとし

- て、該当組織が理事会を満足することが出来ない場合は、その資格停止の申請は、国際ステークホルダー会員の承認と同様の投票手順に従って投票にかけられる。
6. 国際ステークホルダー会員権利所有者の過半数に変更があった場合は、会員資格は失効したものと見做される。会員はこれに関する情報を PEFC に対して提供する義務を負う。その際の新しい組織は、会員の申請をしなければならない。もし、刷新された過半数の所有者が既存の会員である場合は、再申請に関する要求事項は不要である。

#### C) 特別会員

1. この種類の会員は新規の受付をしない。既存の会員は、国際ステークホルダー会員に変更する権利を有する。
2. この種類の会員資格を有するのは、PEFC 評議会の目的を支持する国際的な組織や団体であり、この種類の会員は投票権を有さない。

#### 第四条 資産と予算

1. 本団体の資産はその活動によって発生する民間、公的機関、または個人からの会費、助成金、寄付金、寄贈またはそれらの組み合わせを基にする。
2. 毎年、理事会は前年度および翌年度の会計簿を総会に提出しなければならない。年次予算および会費は総会によって決定される。会費は投票数の3分の2以上の多数により決定される。
3. 理事会は、翌年度の会費を提案する。
4. 総会は会費の金額を決定するが、年会費は最大 50 万ユーロを超えてはならない。
5. 本団体は、どの会員であっても個人の責務を除き、本団体自身の総資産によって保証される債務に対してのみ責任を負う。

#### 第五条 総会

1. 総会は PEFC 評議会の最高権限を有する。総会は少なくとも毎年一度開催される。NGB 会員は、1 名の代表者によって代表され、この代表者は同会員によって承認された代理人によって代替することが可能である。該当の承認書は、PEFC 事務局長あてに、総会の少なくとも 48 時間前に文書にて提出しなければならない。代表者が出席できない場合、その代理人は代表者と同等の権利を有する。
2. 代表者は当該 NGB を代表する他の代表者を同行することが許される。同行者はオブザーバーであり、各会員に関し最高 2 名までとする。
3. 各国際ステークホルダー会員は、その会員を代表すべく 1 名の代表者を指名しなければならない。代表者の氏名は事務局長あてに総会の少なくとも 48 時間前までに文書によって通知しなければならない。

4. 総会は、理事長が議題を盛り込む文書を書留郵便により、4週間前（消印による）までに通知することによって招集される。関連書類は、遅くとも総会の2週間前までに関係者による入手が可能にすることとする。
5. どの会員も、総会の議題に議事項目を提案する権利を有する。その項目は、他の会員による支持(セコンド)を受けた上で、総会の2つ前の理事会の2週間前までに事務局長あてに提出しなければならない。
6. 臨時総会は、理事長または会員の少なくとも5分の1以上からの要求があった場合に招集される。
7. 総会は、理事長を議長とし、理事長は3年任期として代表者の投票数の3分の2以上の多数を以て選任される。理事長は2選および3選することができる。
8. 総会は、3年任期として第1、および第2副理事長を選任する。理事長が欠席の場合は、副理事長が総会の議長を行う。理事長、副理事長共に欠席の場合は、出席している代表者の中から単純多数決によって選出されるものが総会の議長を行う。
9. PEFC 評議会理事会は総会によって選出される。NGB 会員および国際ステークホルダー会員は PEFC 評議会理事会メンバーの候補者を指名する権利を有する。理事会メンバーは、NGB 会員または国際ステークホルダー会員であることも可能である。また、PEFC 評議会への代表者である必要はない。理事長および副理事長は同時に理事会のメンバーである。理事会メンバーは総会における投票権を持たない。
10. 総会は以下の任務を負う。
  - i) PEFC 評議会定款の採択および改定
  - ii) テクニカル文書や PEFC 制度を統括する手順の修正および改定
  - iii) 事務局の設立および住所の決定
  - iv) 理事会メンバーの選任および解任
  - v) 会計監査人2名の選任
  - vi) 新メンバーの入会およびメンバーの退会の承認
  - vii) PEFC 評議会の年次予算、会計報告の承認
  - viii) PEFC 評議会の解散
11. 別途定款による定めがない限り、総会決議は単純多数決とする。
12. 総会投票の定足数は全 NGB 会員による投票の過半数を以て充足したものと見做す。
13. 全 NGB 会員は、国連欧州経済委員会や国際連合食料農業機関が正式に発表する各国の年次木材切出し量に基づいて、1千万立方メートル以下、1千万 – 3千万立方メートルの間、3千万立方メートル–1億立方メートル、1億立方メートル以上、の4つに分類されるカテゴリーに従って1から4票を有する。
14. すべての国際ステークホルダー会員は1票を有するが、この種類の会員の総投票数は、NGB 会員の総投票数の50%相当数を超えてはならない。すなわち、最総

会の総投票数の3分の1を最大限とする。

15. PEFC 評議会は、投票数の3分の2以上による決議をもってのみ解散できる。
16. 定款の変更は、総会の招集においてその変更目的が特記され、会員の3分の2以上からの代表があれば、投票数の3分の2以上の多数を以て可能である。もし本団体の目的の一つが変更される場合は、投票数の4分の3以上の多数が必要である。出席者の定足数を決定するにあたり、投票権を持たない会員は勘定されない。定足数に達成しない場合は、臨時総会を招集し、投票数の単純過半数によって決定する。
17. 総会の決議は、それぞれ議長および事務局長が署名する議事録に記録される。会員や正当な利害を有するものは複写による抄録を請求ことが出来る。

## 第六条 理事会

1. PEFC 評議会は理事会によって管理運営される。
2. 理事会は、PEFC 評議会理事長、副理事長2名、さらに総会によって3年を任期として選任された会員により構成される。理事会メンバーの構成にあたっては、PEFC を支持する主要な利害関係者団体、メンバーの地理的位置関係、年毎の切出し量によるカテゴリー、性別などがバランス良く反映されることを目指す必要がある。理事会の議決は単純多数決に従う。可否同数の場合は、議長が決定する。理事会において議題項目を勘案した後に、理事会は事理会が決定した方法によって電子メールによる投票による最終決議をすることに合意することが出来る。
3. 理事長が欠席の場合には、副議長が理事会の議長を務める。理事長も副理事長も出席しない場合、理事会は単純多数決によって選ばれたメンバーが議長となる。
4. 理事会メンバーは3年任期として選任され、メンバーの3分の1は各年再選される。理事会メンバーの再任も可能とする。
5. 理事長は、少なくとも4週間前までの通知によって少なくとも年2回理事会を招集する。議題を盛り込んだ関連書類は少なくとも会議の日より2週間前に提供されなければならない。理事会は、理事会メンバーの少なくとも3分の1以上による要求があれば招集される。
6. すべてのメンバーは、理事会の議題に議事項目を盛り込む権利を有する。その項目は、文書にて理事会の日より2週間前までに事務局長あてに提出しなければならない。
7. 理事会は以下の事項について議決する。
  - (i) PEFC 評議会の業務の管理や調整
  - (ii) PEFC 評議会の理事長および副理事長によって構成され、理事会が委任する理事会の任務と機能の一部を受託する執行委員会を任命する。その他の理事会メンバーも要求があれば、選任されることがある。執行委員会は理事会に

対して責を負う。

- (iii) 理事会の任務と機能を理事会の決定に従って事務局長に委任する
- (iv) 総会の準備
- (v) 年次予算および決算の準備
- (vi) (各国)認証制度と PEFC 評議会が策定した要求事項との間の適合性の決定
- (vii) 必要に応じて、特定の項目のための作業グループや専門家パネルの設置
- (viii) 広報および宣伝活動
- (ix) 事務局長やその他のスタッフの採用ならびに解雇
- (x) 相互承認を視野にした PEFC 以外の森林認証制度の考慮

8. 上記に加えて、理事会は、第 5 条の規定に基づく総会の権限に明らかに含まれない事項に関して、PEFC 評議会の利益のためにあらゆる意思決定を行う。ただし、後者は、最高権限者としてあらゆる状況においても、どんな事柄についても、それらが譬え上記 5 条に明記されていないことであるとしても、または、理事会の権限に含まれることであるとしても、行動し、決定を下す権限をその権限内に含んでいるものとする。総会による議決は理事会に対する拘束力を有する。
9. PEFC 評議会を金銭的、または、政治的に拘束する性質を有するどの様な決定も、理事会による決議が必要であり、理事長および事務局長の署名を必要とする。
10. 理事会メンバーは、その任務の遂行において、いかなる個人的責務を負うものではなく、その任務を執行する責任をのみ負う。
11. 理事長および事務局長は、集団的な署名の権利を有しており、本協会を代表する。理事会は代表能力を他のメンバーや第三者に委任数することが可能である。

## 第七条 事務局長

1. PEFC 評議会の事務局長は事務局の業務に関する責任を負う。理事会は事務局長を雇用し、その給与を決定する。事務局長は理事会に対して責任を負う。事務局長は会員との円滑なコミュニケーションを確保し、理事会の任務をサポートする。事務局長の任務は、内部業務手順規則にて定める。
2. 事務局長は総会、理事会、執行委員会に出席し、議事の記録をする。
3. 事務局は会員である団体の一つに所属させることができる。
4. 事務局長およびその他 PEFC 評議会が任命する人員は、任務の遂行においていかなる個人的責務を負うものではなく、その任務を執行する責任をのみ負う。

## 第八条 使用言語

1. PEFC 評議会の正式言語は英語とする。総会は英語で開催されるが、総会による決議があれば、独語または仏語を使用することも可能である。他の会議はすべて英語

で行われる。正式文書は事務局によって英語に翻訳される。その他の言語への翻訳はそれぞれの各国認証管理団体の責任において行われる。

#### **第九条 内部業務手順規則とガイド文書**

1. PEFC 評議会の内部業務手順規則およびガイド文書は理事会によって決定され、総会に上程される。

#### **第十条 登録商標ロゴマークの使用およびその資金調達**

1. 登録商標ロゴマークの使用規則は総会によって、PEFC 評議会の諸原則の枠内で決定される。

#### **第十一条 解散**

1. 本会の解散後の本会所有の財産については、これを PEFC 評議会と同等の公的な利益目標を有する免税組織に譲渡しなければならない。どのような状況下にあっても、残余財産は、すべてか一部か、また、どのような方法であるかに関わらず設立者または他の会員に返還し、その利益のために使用してはならない。